

# 総務文教常任委員会資料

令和3年1月7日

市民協働部 生活環境課

## 目 次

- 1 一般廃棄物処理業許可申請及び浄化槽清掃業許可申請に対する不許可決定の取消請求事件に係る報告について・・・P1

一般廃棄物処理業許可申請及び浄化槽清掃業許可申請に対する不許可決定の取消請求事件に係る報告について

- 1 事 件 神戸地方裁判所 平成31年（行ウ）第20号  
浄化槽清掃業許可申請に対する不許可決定の取消等請求事件
- 2 原 告 [REDACTED] ([REDACTED])  
(提訴当時の名称：[REDACTED])
- 3 被 告 加東市（処分行政庁：加東市長）

4 判決の主文

- (1) 原告の請求はいずれも棄却する。  
(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

請求の趣旨

- (1) 被告が原告に対して、平成30年11月19日付の一般廃棄物処理業不許可決定を取り消す。  
(2) 被告が原告に対して、平成30年11月19日付の浄化槽清掃業不許可決定を取り消す。  
(3) 訴訟費用はいずれも被告の負担とする。

5 不許可処分の根拠

- (1) 一般廃棄物処理業  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第2号に適合しないため。  
(2) 浄化槽清掃業  
浄化槽法第36条第2号ホに該当するため。

6 裁判の経過等について

令和元年 5月28日 訴状の到達  
6月27日 第1回口頭弁論  
9月12日 第2回口頭弁論  
12月 5日 第3回口頭弁論  
令和2年 1月23日 第4回口頭弁論  
8月20日 第5回口頭弁論（口頭弁論終結）  
11月26日 判決  
12月14日 判決確定

## 7 争点

### (1) 一般廃棄物処理業許可申請に対する不許可決定について

一般廃棄物処理業許可申請の内容が、加東市の一般廃棄物処理計画に適合しないという加東市長の判断に裁量権の逸脱があるか否か。

＝判断の要旨＝

既存許可業者のみで事業系一般廃棄物及び浄化槽汚泥の収集及び運搬に十分対応できると判断し、既存許可業者のみにその収集及び運搬をさせるのが相当であるとして不許可処分とした加東市長に裁量権の逸脱は認められない。

### (2) 浄化槽清掃業許可申請に対する不許可決定について

原告が浄化槽法第36条2号ホに該当する者であるか否か。

＝判断の要旨＝

原告は一般廃棄物収集運搬業の許可を有しておらず、また他の業者へ廃棄物処理を委託する等の浄化槽清掃により生ずる汚泥等を適切に処理する方法を有していなかったと認められるため、浄化槽法第36条2号ホ所定の欠格事由にあたるとして不許可処分とした加東市長に裁量権の逸脱は認められない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 （略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（略）

5～6 （略）

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 （略）

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（略）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（中略）以下「一般廃棄物処理基準」とい

う。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合

の基準は、政令で定める。

3～7 (略)

(一般廃棄物処理業)

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～4 (略)

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 (略)

6～10 (略)

11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

12～16 (略)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

(一般廃棄物処理計画)

第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

○浄化槽法（抜粋）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊

な排水を除く。以下同じ。)を処理し、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道(以下「終末処理下水道」という。)以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第百三十七号)第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

一の二～三 (略)

四 浄化槽の清掃 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

五～七 (略)

八 浄化槽清掃業 浄化槽の清掃を行う事業をいう。

九 浄化槽清掃業者 第三十五条第一項の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者をいう。

十～十二 (略)

(許可)

第三十五条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 (略)

3 第一項の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。

4 市町村長は、第一項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。

(許可の基準)

第三十六条 市町村長は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ～ニ

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

へ～ヌ (略)

○加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（一般廃棄物の処理計画）

第7条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示することとし、当該計画に大きな変更が生じたときも、同様とする。

（廃棄物処理業等の許可申請）

第11条 法第7条第1項及び第6項の規定により業として行う一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可又は法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、許可申請書に規則に定める書類を添えて市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、前項の規定を準用する。

3 第1項及び第2項の許可基準は、規則で定める。

○加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

（許可の基準）

第4条 許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物処理業

ア 申請者が市内に事務所を有すること。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

イ 一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

ウ 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に定める基準に基づく的確な業務が行えること。

(2) 浄化槽清掃業 浄化槽法第36条に定める基準に適合していること。